

1. 件名「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（256）」
2. 日時：平成29年8月3日 10時00分～13時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

皆川安全審査官、角谷安全審査官

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

小野主任技術研究調査官、江畑技術参与、小西技術参与

（安全技術管理官（シビアアクシデント担当）付）

小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当）） 他
14名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 主任

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（原子力安全）

電源開発株式会社：炉心・安全室 安全技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 審査会合における指摘事項の回答』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価について、これまでの審査会合での指摘事項を踏まえて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【シーケンス選定】

- 停止時と運転時とを比較して、建屋や津波防護施設等の開口状況の相違を整理し、その結果を踏まえて、シーケンス選定への影響を整理して提示すること。

【インターフェースシステムLOCA】

- 破断箇所の想定について、評価部位の中で許容値に対する裕度の最も低い部位を抽出する場合の抽出方法を整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 審査会合における指摘事項の回答
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について 審査会合における指摘事項の回答
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について 審査会合における指摘事項の回答